

2019 1月

Vol.25

京丹波森林組合 もり 森林の便り

次代へ森を活かして地域を創る



(和知地区安栖里鐘打山・町有林皆伐地での植林作業)



発行:京丹波森林組合

〒629-1121 京都府船井郡京丹波町本庄木下9番地

TEL. 0771-84-0086 FAX. 0771-84-1018 / 企画・編集: 総務課

URL : <https://kyotamba-forest.or.jp/>



新年のごあいさつ



京丹波森林組合

代表理事組合長

樋口 義昭

新年明けましておめでとうございます。
います。

2019年の新春をお健やかに
お迎えのこととお慶び申し上げ、
皆様のご健勝とご活躍を心よりお
祈り申し上げます。

昨年も、組合員様をはじめ各行
政区の林業推進委員様並びに森林
組合総代の皆様には、「京丹波森
林組合中期計画」に基づく搬出間
伐を主とします森林整備の取り組
み、また次期総代様の選出におき
ましては、手続きを進めていただ
いておりますこと厚くお礼申し上
げます。

さて、昨年の世相を表す漢字に
は、「災」が選ばれました。大阪
や北海道での地震や7月の西日本


豪雨、そして記録的な猛暑も続き
9月には台風の上陸と、自然災害
が相次ぎ発生しました。またス
ポーツ界でのパワハラ問題や仮想
通貨流出等、人災とも捉える災害
も多い年でありました。

7月5日から8日にかけて降り続
いた雨は、京丹波町にも大きな被
害をもたらし、特に和知地区にお
きましては、住宅の被害の発生や
水道管の破損による断水、町内の
森林では、林道・作業道の法面や
路肩崩壊等が発生し、被害状況の
調査を進める中、京丹波町のご指
導ご協力をいただき、地元のご負
担が軽減できる事業の指定も受け
られました。今では復旧工事を進
めているところであります。

9月に近畿を襲いました台風21
号では、町内の森林においては倒
木の大きな被害を受けた跡も無
く安堵しておりましたが、京都市
内の山間部では杉・檜の倒木が至
る所で発生し、電力や交通網が寸
断され甚大な被害となり、いまだ
に森林の被害規模が把握出来ない
状況と聞いています。

こうした森林の被害の状況を新
聞やテレビ報道で見ると、15年前
の2004年の台風23号により、
京都府北部地方に大きな被害が発
生したことを思い出します。

道路の冠水によりバスが水没し
乗客の救出映像が報道されたこと
や、和知地区の森林においては倒
木や林地崩壊が130箇所余りに



も発生し、林内の災害復旧に4年間も要したことが思い出されます。この年も一年を表す世相の漢字には「災」が選ばれています。

近年こうした自然災害が発生する頻度や、被害規模も拡大しているように思へ、森林所有者の皆様も、台風や寒波が日本列島を襲う度に、大切に育てた木々が倒木し被害が発生していかないか、ご心配もされていることと思われまます。

如何しても手入れが遅れた人工林では林内に太陽の光が入らず、下草も生えず保水機能が低下し、崩れやすく倒木も起きやすくなっています。

また所有林に出向き森林の状況も見たいがなかなか出向けないし、木材の価格も期待出来ない、自ら所有林を放棄する所有者の方も見られます。今後このような森林所有者の増加や、天然のダムであり大切な森林の崩壊等の減災策

として、2019年度より、「森林経営管理法」において新たな森林管理システムがスタートすることとなります。

まず森林を所有されている皆様へは、適正な森林の経営管理を行わなければならない責務があることが明確にされ、自ら経営管理を行うか、または市町村へ経営管理を委託するかを選択していただくこととなります。

そうした中、新たな森林環境税(仮称)と森林環境譲与税(仮称)も創設され、森林所有者が市町村へ委託した森林の整備等を実施する費用にもあてられることとなります。

当森林組合も京丹波町と連携し、森林所有者の皆様へ、所有森林の今後の経営についてお聞かせいただけるような場も設定したいと考えています。そうした機会には組合が所有します「森林資

源量解析システム」を活用し、皆様が所有されています森林がどのようなになっているか、会場でもご覧いただけるように計画もいたします。

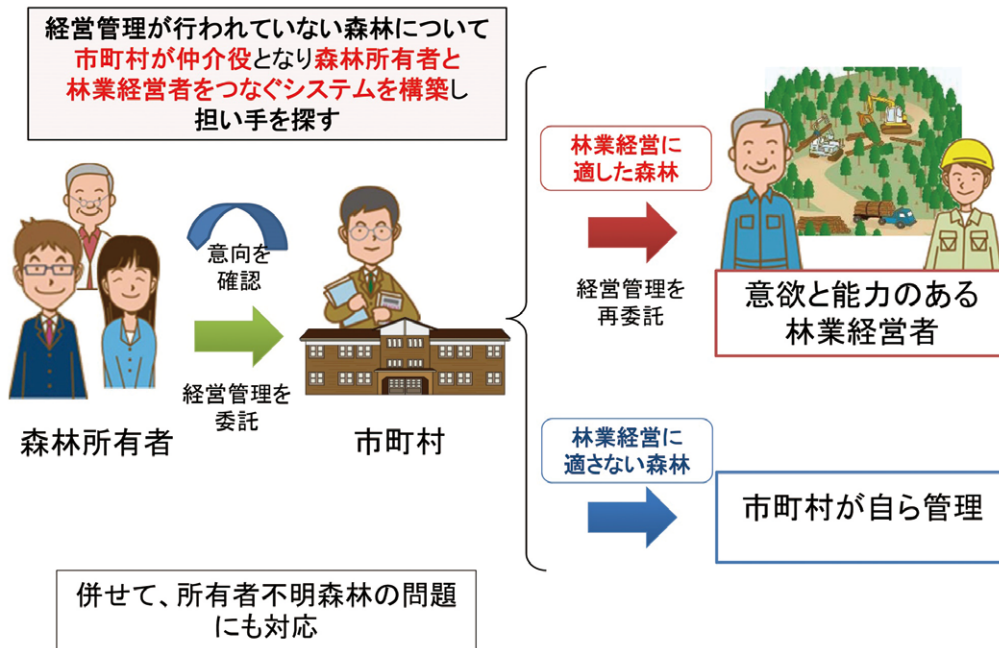
こうした新たな制度の取り組みが始まる2019年におきましても、引き続き「京丹波森林組合中期計画」に基づき皆様から委託を受けた「森林経営計画」の年度計画により搬出間伐を進め、対象となる森林所有者の皆様へ利益還元出来るように努めます。

また京丹波町新庁舎建設に係わる町内産木材の供給につきましても、森林に囲まれた京丹波町であり林業後継者の育成も図りながら、町内の森林が循環する山づくりにと繋がるよう努めて行きたいと考えています。

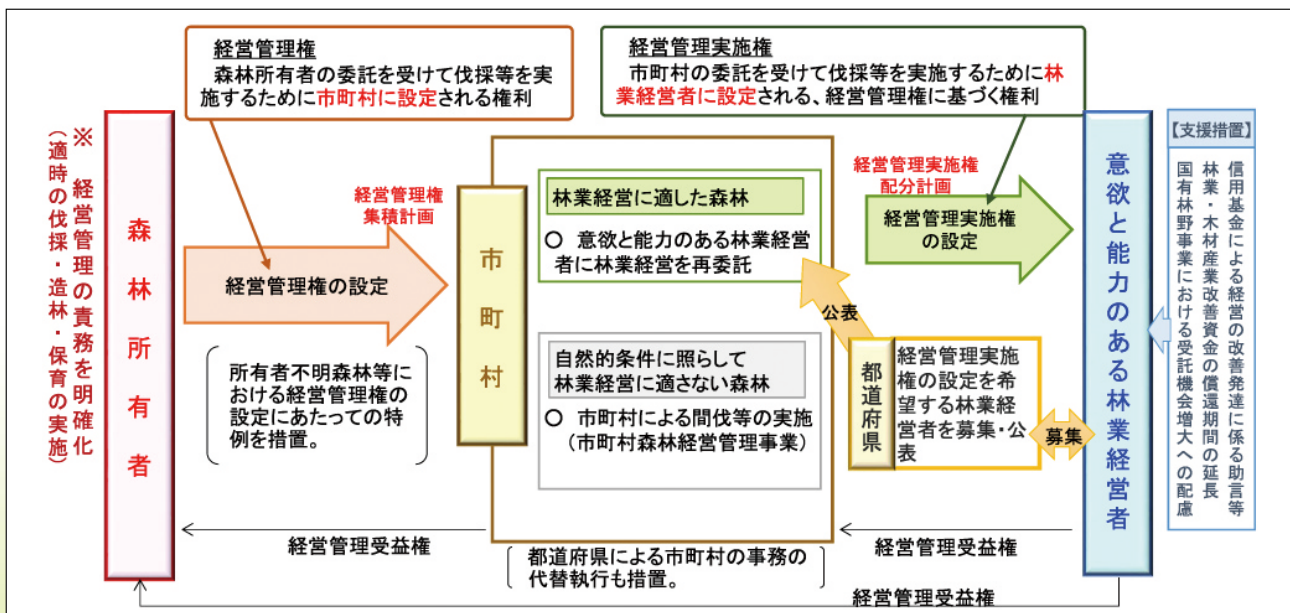
本年も、皆様のご指導ご支援をお願い申し上げ新年の挨拶といたします。

森林経営管理制度の創設について（その2）

前号（2018/11月・24号）では、森林経営管理制度の創設について掲載したところです。今号では、経営管理が行われていない森林について、新しい制度でどのような取り組みが進められるのか概要をお知らせいたします。



森林経営管理制度では、上図の通り、市町村が中心的な役割を果たすこととなります。これまで森林組合で間伐等の森林整備を計画的に実施していた森林ではなく、林業経営が可能であるにもかかわらず、放置されていた森林を市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者（森林組合や民間事業者）を繋ぎ森林整備等の取り組みを進めます。森林所有者にとっては、市町村が仲介役になることから、長期的に安心して森林整備を任せられるようになることが期待できます。また、林業経営者は、市町村から経営管理実施権の設定を受けることから、多数の所有者との契約事務や対象となる森林の集約化等の手間を軽減し、経営や雇用の安定を図ることが可能となります。尚、自然的条件等に照らして林業経営に適さない森林については、市町村自らが間伐等の森林整備を実施し管理することとなります。制度全体の詳細は、下図をご参照ください。



次号では、森林経営管理制度に取り組むにあたっての課題や森林組合の方針、また、制度に関する新たな情報等についてお知らせいたします。

保安林指定森林における森林整備について

京丹波町の森林は、約25,000haあり、その内水源林や土砂の流出防備等の機能を備えた森林として指定された保安林が約9,200haあります。

こうした保安林も一部松枯れ等により公益的機能の低下が見られ、平成18年の森林組合併後におきましては、森林所有者の皆様のご理解ご協力を受け、分収造林（水源林造成事業）の取り組みにより和知地区2事業地、丹波地区2事業地、瑞穂地区5事業地で分収契約を結び、保安林としての機能が保全されるよう、獣害柵を設置し、新たに植林を行っています。また、奥地の事業地も多く、森林管理道としても利用できるよう事業地内に間伐材を有効活用した崩れにくい作業道を開設しています。

また、保安林機能が低下している人工林（スギ・ヒノキ）については、京都府の治山事業により森林の機能を持続的に発揮するため本数調整伐（間伐）等を行い森林の持つ公益的機能の回復を図っています。

※このように保安林の指定を受けられている森林においても、森林の持つ公益的機能が保てる森林整備事業に取り組む事ができますのでお気軽にご相談ください。

◆質美下村事業地の新植事業 （水源かん養保安林）



獣害柵の設置



路網（作業道）の整備

◆治山事業の本数調整伐（間伐）（水源かん養保安林）



施工前



施工後

和知中学校 職場体験学習

平成30年11月7日から9日まで3日間の日程で、和知中学校2年生1名が職場体験学習のため、当森林組合を訪れました。1日目は搬出間伐事業地で完了後の測量作業を行い、その後事務所に帰り、PCを使用し測量データの読み込みと図化を行いました。2日目は搬出間伐事業地での伐採作業や高性能林業機械（ハーベスタ等）の稼働の様子を見学した後、納材先のひとつである瑞穂農林で納材された間伐材の検収作業を体験しました。3日目は山から伐りだされた間伐材が運搬、納材、製材され製品に至るまでの工程をたどり、納材先である、綾部市内の木材加工センターを見学しました。最後に事務所に帰り、木工作業を体験しました。



(1日目)



(2日目)



(3日目)

職場体験をされた和知中学校2年生 西田響生君からのお礼のお手紙を紹介します。

拝啓

木々も葉を落とし、冬の訪れを感じる季節となりました。

京丹波森林組合の皆様には、いかがお過ごしでしょうか。

先日はお忙しいところ、私たちの職場体験学習のためにお時間をいただき、ありがとうございます。皆様にも温かく迎えていただき、楽しく3日間を過ごすことができました。

実際に作業を体験し、測量や検収作業はとて大変なのが分かりました。他にも行ったことのない場所を見学させていただいて、知らなかったことも知ることができました。普段生活していただくと絶対に経験できないこともさせていただきありがとうございました。貴重な体験をさせていただき本当にありがとうございます。ありがとうございました。

皆様、お体を大切になさってください。

敬具

十二月二十日

京丹波森林組合 御中

和知中学校二年二組
西田 響生

次期総代様の選出について

現任総代様の任期が平成31年3月31日をもって満了となります。これに伴い、次期総代様（任期は平成31年4月1日から3年間）を選出していただく時期が近づいて参りました。過日、瑞穂・丹波・和知の地区ごとに、総代代表様及び各行政区の総代様にお集まりいただき、「京丹波森林組合総代選出規定」に基づく、総代選出方法等についての説明会を開催いたしました。3年に一度の改選期を迎え、現任総代様をはじめ区長様には、大変お世話になりますのご相談の上、ご選出いただきますようお願い申し上げます。

尚、下記日程で相談会を開催いたしますので、お気軽にお越しください。

- ・平成31年1月29日（火）午前9時から午後5時／京丹波森林組合 和知本所
- ・平成31年1月30日（水）午前9時から午後5時／京丹波森林組合 瑞穂支所

組合員様の異動についてのごお願い

組合員様の異動（名義変更・加入・脱退）につきましては、京丹波森林組合定款に基づき、ご本人（又は相続・譲渡等により譲り受けられた方）からの申請によってのみ変更等の手続きが出来ることとなっております。異動に伴う各種手続きにつきましては、下記届け出用紙をご用意しておりますので、当組合へご一報下さい。また、遠方の方につきましては、郵送等でのやり取りも可能ですので、よろしくお願い致します。

- 加入届……………相続・継承・新規加入
- 脱退届
- 出資証券再交付申請書…出資証券を紛失された場合は、手続きにより再発行致します。

※現在有効な出資証券は、森林組合合併以降の平成18年12月20日付けの京丹波森林組合発行の証券のみとなっております。

■ 2019年 つち表

樹木も生物である以上、人間と同じようにバイオリズムがあると考えてよいと思います。活発に活動する時期と沈静化する時期とが交互におとずれ、抵抗力が落ちる時期に伐採すると、虫がはいりやすくなります。また、除間伐材を山に放置する場合は腐りやすくなります。

月	大つち	小つち	土用	木の伐れる日
1			17日～31日	1日～16日
2	2日～8日	10日～16日	1日～3日	17日～28日
3				1日～31日
4	3日～9日	11日～17日	17日～30日	1日～2日
5			1日～5日	6日～31日
6	2日～8日	10日～16日		1日 17日～30日
7			20日～31日	1日～19日
8	1日～7日	9日～15日	1日～7日	16日～31日
9	30日			1日～29日
10	1日～6日	8日～14日	21日～31日	15日～20日
11	29日～30日		1日～7日	8日～28日
12	1日～5日	7日～13日		14日～31日

※大つち・小つち共7日間:この期間に木を切ると虫が入りやすく腐りやすい。土用も同じ。

※除伐・下刈りは、大つち・小つち等の期間に伐ると早く腐る。竹も同じ。